

公立大学法人宮城大学教員人事規程

平成21年4月1日

規程第24号

目次

- 第1章 趣旨及び基本（第1条－第6条）
- 第2章 教員採用・昇任人事（第7条－第17条）
- 第3章 教員評価（第18条）
- 第4章 非常勤講師・特任教員・客員教員の任用（第19条－第21条）
- 第5章 学部長・研究科長及び学生部長・センター長等の選考（第22条－第27条）
- 第6章 雑則（第28条）
- 附則

第1章 趣旨及び基本

（趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）の教員の人事について定める。

（用語の説明）

第2条 この規程では、用語を次のとおり用いる。

- 一 採用 法人が教員を法人の職員として雇用すること。
- 二 昇任 法人が教員をより上位の職位に任じること。
- 三 任命 法人が教員を管理職員である部局長又はこれに準じる役職に任じること。
- 四 解雇 法人が教員との雇用契約を解消すること。
- 五 降任 法人が教員をより下位の職位に任じること。
- 六 退任 法人の教員が任期満了により管理職員である部局長から退くこと。
- 七 解任 法人が教員を部局長の役職から解くこと。

（教員の職位と資格）

第3条 教員の職位を学校教育法第92条の定めにより次のとおりとする。

- 一 教授 専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
 - 二 准教授 専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
 - 三 助教 教育研究上又は実務上の知識・能力を有する者であって、学生を教授し、研究を指導し、又は研究に従事する。
 - 四 助手 その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
 - 五 講師 教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- 2 各職位の教員の資格については、大学設置基準第14条から第17条まで及び大学院設置基準第9条に定めるところによる。

（教員の任用形態）

第2編教育 教員人事規程

第4条 法人における教員の任用形態を次のとおりとする。なお、名誉教授の称号授与に関しては別に定める。

- 一 専任教員 常勤の正職員である教員
- 二 併任教員 他機関・他大学職員のままで併せて本学に任用する教員
- 三 特任教員 1年以内の契約により、報酬月額表の報酬によって、週及び年につき定められた日数勤務する教員
- 四 非常勤講師 半年又は1年の契約により、時給により特定授業科目を担当する教員
- 五 招聘教員 研究教育高度化のために、世界的に顕著な業績を持つ研究者等で一定期間本学に任用する教員（外部招聘資金又は法人資金による。）
- イ 特別研究教員 外部研究資金により法人が任用する任期制研究教員
- ロ 客員教員 特別に有益な教育機会を設けるため、社会で活躍中の有識者に年度ごとに委嘱する教員

（教員の任期制）

第5条 教員の任期制については、公立大学法人宮城大学教員の任期に関する規程（規程第126号）を適用する。

（専任教員の配置）

第6条 次の部局に専任教員を置く。

- 一 看護学部、事業構想学部及び食産業学部
- 二 教育推進機構、国際交流・留学生センター及び地域連携センター
- 2 大学院研究科の教員は、本学部局専任教員又は他機関職員の兼務とする。研究科が本学部局専任教員又は他機関職員を兼務により研究科の教員とする場合、文部科学省の設置審査の教員資格審査又は本学評価委員会（以下「評価委員会」という。）の教員資格審査を経るものとする。
- 3 各部局への専任教員配置数（最大任用数）は、理事長が法人審議機関及び理事会の議を経て定める。
- 4 教員の専任教員配置数（最大任用数）内の人員管理は、理事長が行う。

第2章 教員採用・昇任人事

（人事計画書）

第7条 専任教員の採用・昇任にあたり、該当する学部長又は運営委員会委員長は、選考を行うに先立って理事会に人事計画書の案を提出する。この提出については、あらかじめ理事長の同意を得なければならない。

- 2 理事長は、必要な場合は、学部長、運営委員会委員長又は教育研究担当理事に人事計画書案の作成を促すことができる。
- 3 人事計画書案には次の事項を記載しなければならない。
 - 一 教育研究等の職務（担当科目等）
 - 二 職位
 - 三 採用・昇任理由
 - 四 採用・昇任予定時期
 - 五 採用・昇任条件
 - 六 その他 理事長が求める事項

（人事委員会と選考委員会の設置）

第2編教育 教員人事規程

第8条 理事会は、当該人事計画書案を承認した場合は、当該人事計画の専任教員に関する人事委員会を理事会の下に設置する。

- 2 関係学部長又は運営委員会委員長は、次の各号に掲げる教授会又は運営委員会に、理事会の承認を受けた当該人事計画の専任教員に関する選考委員会を設置する。
 - 一 主に学部専門科目担当の専任教員の場合は、各学部教授会
 - 二 国際交流・留学生センター専任教員、地域連携センター専任教員の場合は、当該センター運営委員会

(人事委員会及び選考委員会の構成)

第9条 人事委員会は、教育、研究、人事労務を担当する理事、副学長及び当該学部長又は当該運営委員会委員長並びに当該教授会又は当該運営委員会の選考委員のうち学部長又は運営委員会委員長が指名する委員1名で構成する。委員長は副学長とする。

- 2 当該教授会又は当該運営委員会の選考委員会の委員は、当該学部長又は当該運営委員会委員長及び学部長又は運営委員会委員長が任命した5名の教員で構成する。選考委員会の委員長は学部長又は運営委員会委員長とする。

(専任教員の公募)

第10条 法人は、人事計画書に基づいて、採用・昇任のいずれの場合も原則として教員を公募する。

- 2 公募にあたり、次に記載するものの提出を求める。ただし、一部を省略する場合がある。
 - 一 履歴書（氏名自筆・写真貼付）
 - 二 学歴に関する証明
 - 三 教育歴に関する証明
 - 四 業績リスト
 - 五 業績：主要研究論文の複写1～2点、主要作品1～2点（写真等で可）、主な実技録画録音記録、技能資格・賞状等の複写
 - 六 その他、法人が必要とするもの

(選考委員会による選考)

第11条 選考委員会は、前条第2項の提出を受けた物について審査の協議を行い、委員の5段階評価の合計点により、応募者の中から2人又は3人の候補者の選考（以下「一次選考」という。）を行う。ただし、特別に人事委員会の上承が得られる場合には、1人又は4人の候補者の選考も可とする。

(人事委員会による選考)

第12条 選考委員会による一次選考の合格者について、本人の出席のもとで、人事委員会による二次選考を行う。二次選考は、次の各号に掲げる発表と質疑応答の内容の審査による。なお、人事委員会は助教、助手又は教員確保の上で特別の事情がある場合には、この一部を省略することができる。

- 一 主要論文、主要作品又は主要実技（演奏）・実務等、業績・能力のプレゼンテーション
 - 二 模擬授業
 - 三 面接
 - 四 昇任の場合は、第18条の規定による直近3年の教員評価
- 2 二次選考には、原則として、本学以外の当該分野の専門家を1人又は2人加える。

- 3 選考委員会を置く教授会又は運営委員会に属する教員は、当該二次選考における発表を傍聴することができる。
- 4 人事委員会は、一次選考及び二次選考を踏まえて協議し、委員による5段階評価の合計点により、採用・昇任の予定者を人事委員会として決定する。
- 5 二次選考における採点基準等については別に定める。
- 6 理事長は、理事会の議を経て採用者を決定し、応募者に通知する。
- 7 やむを得ない事情により、人事委員会が審議した採用予定日に採用できないときは、理事長の判断により採用予定日を変更することができるものとする。
- 8 選考経緯及び選考結果は、学内ウェブサイト公表する。

(昇任及び設置申請等に係る特例)

第13条 昇任の選考の場合に、学部等は、次の各号の一に該当する場合は、公募しないことができる。

- 一 当該学部長、副学部長及び副研究科長が人事計画書案にそれぞれ特記事由を記載し人事委員会の承認を得られた場合
 - 二 当該運営委員会委員長及び二以上の学部長が人事計画書案にそれぞれ特記事由を記載し人事委員会の承認を得られた場合
 - 三 その他人事計画書案に特記事由を記載し人事委員会の承認を得られた場合
- 2 設置申請を伴う新組織の教員採用等の場合や招聘教員、特別研究教員の採用の選考の場合には、理事会や理事会の下に設けられた設置準備委員会等が選考に当たり、前条までの教員の手続きの一部又は全部を省略することができる。

(降任)

第14条 公立大学法人宮城大学就業規則(平成21年宮城大学規則第3号。以下「就業規則」という。)第15条各号による降任は、次の各号に該当する場合をいう。

- 一 就業規則第15条第1号の規定により教員を降任させることができる場合は、教員評価の結果又は勤務実績を判断するに足りると認められる事実に基づき、勤務成績の不良なことが明らかな場合
- 二 就業規則第15条第2号に規定により教員を降任させることができる場合は、大学が指定する医師2名によって、長期の療養若しくは休養を要する疾患又は療養若しくは休養によっても治癒し難い心身の故障があると判断され、その疾患又は故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合
- 三 就業規則第15条第3号の規定により教員を降任させることができる場合は、教員の適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、その職に必要な適格性を欠くと認められる場合であって、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、適格性を欠くことが明らかな場合

(降任の手続き)

第15条 本人の意に反して教員を降任する場合の手続き及び審査基準は別に定めるものとする。ただし、前条第1項第2号による場合を除くものとする。

(警告書の交付)

第16条 第14条第1号又は第3号の規定による教員の降任に係る大学が定める措置の一つとして、理事長は警告書を交付した後、当該教員に弁明の機会を与えるものとする。ただし、教員の勤務実績不良の程度、業務への影響等を考慮して、速やかに処分を行う必要があると認められる場合は、この限りでない。

(受診命令に従う義務)

第17条 教員は、第14条第2号に規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

第3章 教員評価

(教員評価)

第18条 宮城大学の全専任教員について、毎年、次のとおり教員評価を行う。

- 一 前年度の活動を対象に年度の初めに当該年度の教員評価を行い、これを当該年度の教員評価とする。ただし、新任教員は対象外とする。
 - 二 評価は、教育、研究、社会貢献、運営の4分野及び管理者による二次評価を総合して、3段階評価によって行う。
 - 三 教育、研究、社会貢献、運営の各分野評価のウェイトを原則3：3：2：2の割合とする。
 - 四 教員評価は、公立大学法人宮城大学評価委員会が、その下に設ける教員評価専門委員会の評価作業に基づいて行う。
 - 五 同専門委員会は、教員データ・ベース、授業担当、学生の授業評価等の教務資料、各種委員会資料等の客観資料及び自己申告資料の評価によって、教員評価を行う。
- 2 理事長は、前項第2号の3段階評価の結果を本人に通知するとともに、次のとおり扱う。
- 一 「優秀者」を公表し、「特に注意を要する者」に対しては注意を行う。
 - 二 各教員の給料の昇給及び期末勤勉手当に反映させる。
- 3 教員評価の目的・方法、実施に関する詳細については、「宮城大学教員評価要綱」に定める。

第4章 非常勤講師・特任教員・客員教員の任用

(非常勤講師の決定)

第19条 非常勤講師の採用のための選考の手続きを次のとおりとする。

- 一 学部等の学生数及び教員あたり学生数を考慮した比率及び予算総額等から毎年の非常勤講師の採用可能数を定めるものとする。
- 二 理事会から9月末までに次年度の採用可能実数及び条件について、各学部長・研究科長、共通教育運営委員会委員長に通知する。
- 三 採用可能実数の範囲で、各学部・研究科、共通教育運営委員会において非常勤講師を選考し、科目名・講師名・期間・略歴・現職等添えて、理事会に申請する。申し出期限を1月末までとする。
- 四 理事長は、申請が人数や金額において提示した条件を満たす限りで、これらの非常勤講師を任用する。

(併任教員及び特任教員の選考と決定)

第20条 併任教員及び特任教員の選考は、教授会又は運営委員会の議による学部長、研究科長又は運営委員会委員長の申し出に基づいて、理事長が行う。

(客員教員の選考と決定)

第21条 客員教授、客員准教授、客員講師の選考は、教育研究審議会の議により理事長が行う。学部長等の教育研究審議会の委員は、候補者を同審議会に推薦するこ

とができる。

第5章 学部長・研究科長及び学生部長・センター長等の選考

（学部長及び副学部長の選考）

第22条 各学部の教育研究の管理運営及び教員・学生の監督の責任者を学部長とする。学部長の選考と解任に関して必要な事項は、「宮城大学学部長選考規程」に定める。

- 2 学部長は、副学部長候補者1人を指名し、教授会の承認を得る。
- 3 理事長は、学部長の申し出に基づき、副学部長を任命する。

（研究科長及び副研究科長の選考）

第23条 大学院の各研究科の教育研究の管理運営及び教員・学生の監督の責任者を研究科長とする。研究科長の選考と解任に関して必要な事項は、「公立大学法人宮城大学研究科長選考規程」に定める。

- 2 研究科長は、副研究科長候補者1人を指名し、教授会の承認を得る。
- 3 理事長は、研究科長の申し出に基づき、副研究科長を任命する。

（学生部長の選考等）

第24条 学生部長を、全学の学生指導及び学習・学生生活環境整備の責任者とする。

- 2 学生部長は、教育担当理事又は本学の教授の中から理事長が指名し、任命する。
- 3 学生部長の任期は2年以内とし、再任を妨げない。
- 4 学生部長は、副学生部長を2人まで指名することができる。副学生部長は、理事長が任命する。
- 5 理事長は、学生部長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき、又は学生部長に管理、監督職員として不適切な行為若しくは監督責任上の重大な過失があったと認められるときは、これを解任することができる。

（センター長の選考等）

第25条 本学の総合情報センター、国際交流・留学生センター、地域連携センター、共通教育センター及びリメディアル教育センターに、それぞれの所掌する事項の管理運営と専任教員等の監督の責任者として、総合情報センター長、国際交流・留学生センター長、地域連携センター長、共通教育センター長及びリメディアル教育センター長を置く。

- 2 各センター長は、理事、副学長又は本学の教授の中から理事長が任命する。
- 3 各センター長の任期は2年以内とし、再任を妨げない。
- 4 理事長は、センター長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき、又はセンター長に管理、監督職員として不適切な行為若しくは監督責任上の重大な過失があったと認められるときは、これを解任することができる。
- 5 各センター長の選考に必要な事項は、各センターの運営規程及び共通教育運営規程で定める。

（教育研究審議会委員の選出）

第26条 学部から学長に推薦する教育研究審議会の委員は、学部長が指名する。

（教員の理事就任）

第27条 本学専任教員が理事に任命された場合には、教授会は理事を兼務する教員

に対して、理事の職に取り組めるように次のとおり配慮する。

- 一 教育の任務を本学の最低義務となるように配慮する。この場合、不足分は非常勤講師を配置するよう努める。
- 二 教授会の管理運営の任務を免除する。ただし、研究科長等が理事に任命されるなどのやむを得ない場合を除く。

第6章 雑則

(雑則)

第28条 本規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て、理事会が行う。

附 則 (H21.4.1 第1回理事会)

この規程は、平成21年4月1日に施行する。

附 則 (H21.6.24 第6回理事会)

この規程は、平成21年6月24日から施行する。

附 則 (H22.1.27 第16回理事会)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (H23.4.27 第41回理事会)

この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (H23.5.26 第42回理事会)

この規程は、平成23年5月26日から施行する。

附 則 (H23.9.28 第46回理事会)

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (H24.3.28 第53回理事会)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (H25.1.23 第65回理事会)

この規程は、平成25年1月23日から施行する。

附 則 (H25.11.27 第75回理事会)

この規程は、平成25年11月27日から施行し、改正後の宮城大学教員人事規程の規定は、同年5月1日から適用する。

附 則 (H26.10.22 第89回理事会)

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

附 則 (H27.3.25 第94回理事会)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (H28.3.23 第107回理事会)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。